

ケイセイ遺跡

第9次発掘調査報告書



2012

静岡市教育委員会

例 言

1. 本書は、静岡市駿河区中田二丁目地内におけるケイセイ遺跡第9次発掘調査に関わる報告書である。
2. 本事業は、都市計画道路丸子池田線（中田二丁目工区）拡幅工事に伴う発掘調査で、静岡市教育委員会（生活文化局文化スポーツ部文化財課による補助執行）が主体となり実施した。
3. 現地調査は小泉祐紀（文化財課主任主事・当時）が担当した。
4. 出土資料の整理作業等は小泉が担当し、以下の体制で行った。
整理作業…山本幸子、三好節子 実測・製図作業…平林大樹、真鍋一生
5. 本書の執筆・編集、および写真撮影は小泉が担当した。
6. 発掘調査に関わる資料は、静岡市生活文化局文化スポーツ部文化財課が保管している。
7. 遺物の整理に当たり、愛知淑徳大学教授柴垣勇夫先生からご教示いただいた。

凡 例

1. 本書で用いる方位は、調査位置図（都市計画図）は真北（座標北）を示し、それ以外は磁石北を示す。
2. 本書で使用了遺構・遺物の表記は次のとおりである。
SB 住居 SP 柱穴 SK 土坑 SD 溝 SX 不明遺構
ただし、SKとしたものには、大型の柱穴の可能性のあるものを含む。
3. 本書で扱う遺構実測図は、図ごとに縮尺を示した。
4. 本書で扱う遺物実測図の縮尺は、土器を1/3、木製品を1/10とした。
5. 遺物注記を含めた発掘調査記録は、「008NKS II」の記号番号を使用して管理している。

目 次

例言・凡例・目次

第1章	序論	1
	1. 調査の経緯と目的	1
	2. 調査の方法と経過	1
	3. 環境	3
第2章	調査成果	4
	1. 基本層位	4
	2. 遺構	6
	3. 出土遺物	12
第3章	ケイセイ遺跡出土の鳥鈕蓋について	18
第4章	総括	20
図版		

第1章 序論

1. 調査の経緯と目的

ケイセイ遺跡は、静岡市駿河区中田一〜四丁目、馬淵四丁目にかけて広がる古墳時代後期から中世の遺跡である。昭和37年（1962年）に土器等が発見されたことによって遺跡の存在が知られるようになり、平成7年（1995年）に市道宝台院下島線の拡幅工事に伴い本格的な発掘調査が実施された。それ以来8次にわたる発掘調査が実施されている。これらの調査により、礎石の建物が検出されたことのほか、木簡や唐三彩が出土したことなどから一般的な集落と異なることが考えられ、多数出土した墨書土器には「有（宇）厨」との表記があることから、ケイセイ遺跡は有度郡衙であった可能性が高いと考えられるようになった。

駿河区を東西に横断する丸子池田線の拡幅工事が各区域で進行しており、ケイセイ遺跡の範囲内に当たる中田二丁目区域の工事も平成21年より着手することとなった。そこで、道路拡幅部分のうち、共同管の埋設される部分を中心に第9次調査を実施することとなった。なお、第9次調査実施時は、隣接する旧 JR 東海社宅跡地の再開発に伴う第8次調査実施中であった。

2. 調査の方法と経過

第9次調査では、現道の丸子池田線を挟んだ南北両側で、道路拡幅部分のうち共同管の埋設される部分を中心に調査区を設定した（第1・2図）。そのため、調査区の幅は2mと狭く、東西に細長い形となった。調査区は、南北方向に延びる道路にも分断されている。そこで、調査区は南側をS区、北

調査次	調査年月	調査原因	面積	調査主体	調査補助機関	特記事項	文献
第1次	1996.1 ～1996.2	市道宝台院下島線 拡幅	150㎡	静岡市教育委員会 （社会教育課）		「平」字墨書土器	1
第2次	1996.4 ～1996.6	市道宝台院下島線 拡幅	200㎡	静岡市教育委員会 （社会教育課）		粘性（礎石）建物、墨書土器、瓦片	
第3次	1998.5 ～1998.7	中田小学校プール 改修	860㎡	静岡市教育委員会 （社会教育課）		古串、墨書土器	2
第4次	2002.12 ～2003.1	東海旅客鉄道株式 会社社宅建替	375㎡	静岡市教育委員会 （社会教育課）		竈羽口、鉄滓	3
第5次	2004.11 ～2004.12	東海旅客鉄道株式 会社社宅建替	464㎡	静岡市教育委員会 （社会教育課）		墨書土器、緑釉陶器、竈羽口、鉄滓	4
第6次	2005.11	個人住宅建設	15㎡	静岡市教育委員会 （社会教育課）		須恵器、土師器	5
第7次	2006.11 ～2007.3	マンション建設	2,000㎡	静岡市教育委員会 （文化財課）		組立柱建物、竈穴住居、礎、埴輪、竈羽口、耳環、馬具、木簡、墨書土器、唐三彩、木製乾貝ほか	6
第8次	2008.4 ～2008.11	マンション・店舗建設	2,200㎡	静岡市教育委員会 （文化財課）	有限会社バル 文化財研究所	組立柱建物、竈穴住居、埴輪、竈羽口、円銅、木簡、墨書土器、唐灰ほか	7
第9次	2008.10 ～2008.12	市道丸子池田線拡 幅	364㎡	静岡市教育委員会 （文化財課）		鳥形紐付平飯蓋	本書
第10次	2010.11 ～2011.2	店舗建設	892㎡	静岡市教育委員会 （文化財課）	株式会社 フジヤマ	組立柱建物、住居跡、円面硯	7

〔文献〕1 静岡市教育委員会1997『ケイセイ遺跡「ふちゅー」No.5

2 静岡市教育委員会2000『ケイセイ遺跡（第3次）「ふちゅー」No.8

3 静岡市教育委員会2004『ケイセイ遺跡第4次発掘調査報告書』

4 静岡市教育委員会2005『ケイセイ遺跡第5次発掘調査報告書』

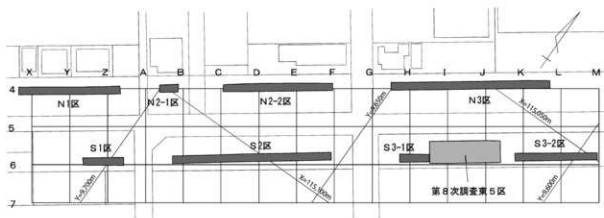
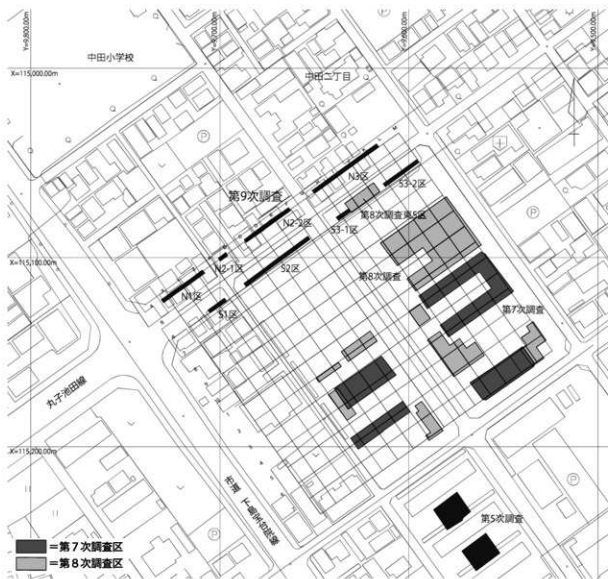
5 静岡市教育委員会2006『ケイセイ遺跡第6次発掘調査報告書（第6次）「平成17年度市内遺跡発掘調査報告書」

6 静岡市教育委員会2009『ケイセイ遺跡第7次発掘調査報告書』

7 静岡市教育委員会2012『ケイセイ遺跡第8次・第10次発掘調査報告書』

静岡市教育委員会2012『ケイセイ遺跡 文字資料編』

第1表 ケイセイ遺跡発掘調査履歴



側をN区とし、南北道路に分断されたそれぞれの調査区を、S1区、N1区などと呼称することとした。調査グリッドは、同時に実施中であった第8次調査のグリッドを延長して使用した。グリッド間隔は10mで、東西方向をアルファベット、南北方向を数字表記とし、各グリッドをD6グリッドなどと呼ぶこととした。なお、第8・9次調査グリッドは、第7次調査グリッドとも共通している。

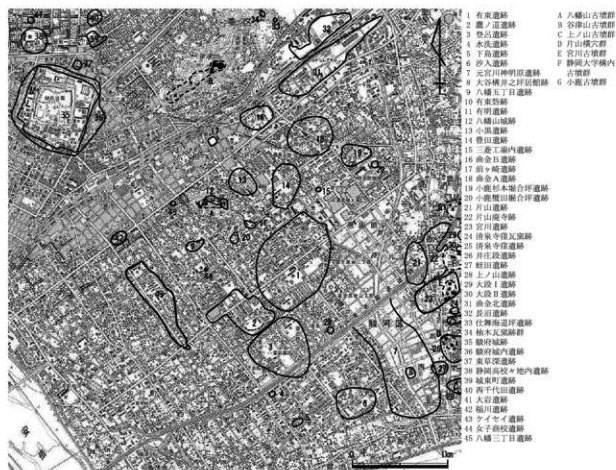
現地調査は平成20年10月3日から平成20年12月25日まで実施した。調査の過程は以下のとおりである。

10月3日	仮囲い設置、器材搬入	11月4日～11月13日	N1区(27m×2m)
10月6日～10月21日	S2区(41m×2m)	11月14日～11月28日	N2-1区(5m×2m)
10月9日～10月30日	S3-1区(8m×2m)	11月14日～11月28日	N2-2区(28m×2m)
10月9日～10月30日	S3-2区(21.5m×2m)	12月3日～12月19日	N3区(41.5m×2m)
10月22日～10月31日	S1区(10m×2m)	12月24日～12月25日	器材等撤収

3. 環境

(1) 地理的環境

静岡平野は、安倍川下流域に広がる沖積平野である。平野には、北部に巴川、南西部に安倍川が流れる。なかでも安倍川は、典型的な東海型の急流河川である。これまでも幾度となく氾濫をくり返して網状の分流が平野部に派生し、大量の土砂を供給した。それによって自然堤防状の微高地、旧河道



第3図 静岡平野南部遺跡分布図(1:40,000)

跡、ラグーンなど多彩な微地形が形成された。古墳時代から平安時代のケイセイ遺跡周辺は、これまでの発掘調査成果から、古墳時代中期頃の大規模な河川の氾濫によりもたらされた砂礫層を基盤としていることが確認されている。近代の安倍川の改修工事以降、河川の氾濫は減少し、平野部における農業などの土地利用もそれまで以上に拡散することとなった。

(2) 歴史的環境

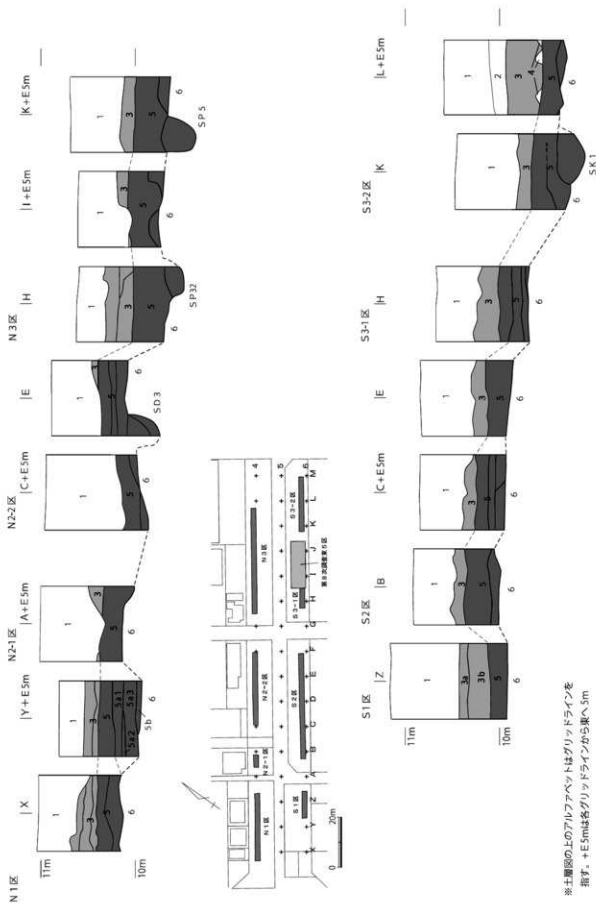
ケイセイ遺跡が出現する古墳時代後期頃、静岡平野南部の遺跡は決して多くない。元宮川神明原遺跡は、河川流域に存在する集落域であり、出土遺物から古墳時代から平安時代にかけて河岸での祭祀を行っていた様子が窺えるが、集落の詳細は明確でない。律令・奈良時代の遺跡には、有度山西麓の丘陵斜面に史跡片山廃寺跡が存在する。同寺は、豪族の氏寺説と駿河国分寺説があるが、平成21年(2009)の確認調査で塔跡と考えられる基壇の版築(掘り込み地業)が確認されたことにより、国分寺の可能性が高まった。ケイセイ遺跡のほかの官衙関連遺跡として、駿府城内遺跡(城内中学校地点)が挙げられる。同遺跡では、土塁や板塀を伴う区画溝や掘立柱建物跡が検出されたことのほか、円面硯や墨書土器、緑釉陶器が出土していることなどから、駿河国府の候補地となっている。また、ケイセイ遺跡の北約300mの地点は、曲金北遺跡より続く東海道の推定ライン上に当たり、延喜式内社である伊河麻神社が存在する。稲川遺跡は、詳細は不明だがそれに関わる遺跡である可能性が高く、ケイセイ遺跡と関わりがあった可能性も考えられる。

第2章 調査成果

1. 基本層位

基本層位は、これまでの調査と同様である。第4図に調査土層を示した。同図は、各地点のグリッドライン付近の北壁土層を柱状に抽出したものである。

1層は盛土層で、旧社宅に関わる造成土である。2層は砂礫層で、近代以降の洪水層と考えられる。第9次調査では、S3区付近にて確認できたが、大部分で消滅あるいは存在しない。3層は、灰色粘土層であり、中世以降の水田耕作土と考えられる。S1区では暗灰色粘土層が確認でき、近代以降の水田土層である可能性が高い。4層は、自然堆積の暗褐色腐植土である。3層からの攪拌を受けているため、消滅または巻き上げられて3層中に含まれている部分も多い。5層は、古墳時代後期から平安時代にかけての包含層および整地土である。灰褐色系土と礫の混層がほとんどで、礫の大小や多少、灰褐色土の粘性や色調により細分することができる。ただし、東西方向に長い今回の調査区は、地点によって色調や包含する砂礫量などが異なるため、調査区間での対応関係が不明確であった。遺構の検出は、5層の下面である6層上面で行った。なお、N1区の東半では、5層中に礫をほとんど含まない灰色粘土層(5a層)が観察されたため、灰色粘土・礫混土除去面(5a層上面)及び6層上面の2回に分けて遺構の検出を試みた。6層は砂礫層であり、古墳時代中期以前の河川氾濫堆積層であり、遺跡の基盤層である。砂礫は、大部分で赤色化している。



第4図 調査土層柱状図

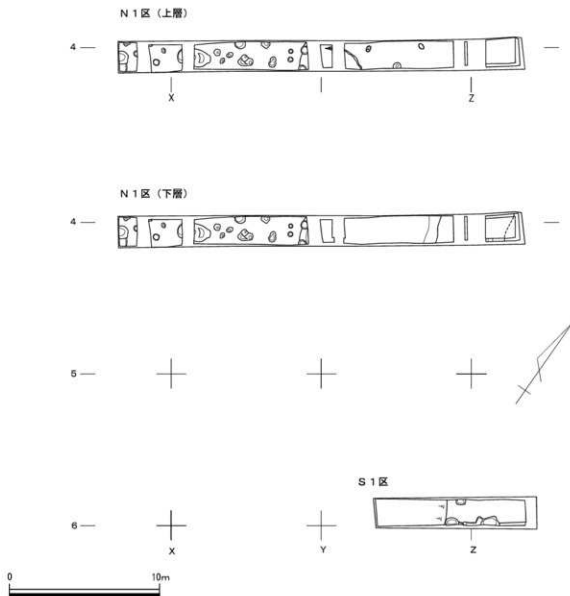
2. 遺構

調査区は、東西に長く道路により分断されているため、S1・N1区から順に東へ向かって遺構について述べていくこととする。

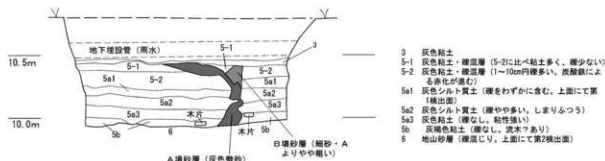
(1) S1区・N1区

S1区は、東西幅約10mと非常に狭い調査区であった。東半を攪乱により消滅しており、西半も小穴を数基検出できただけに留まる。N1区は、前節で述べたとおり、グリッドYライン以東で5層中に層厚約25cmの灰色粘土層が確認された。そのため、Yライン以東は同層の上の灰色粘土・礫混層除去面（5a層上面）および、灰色粘土層の除去面（6層砂礫層上面）の2面で遺構検出を試みた。

N1区北側の住宅に付随する水道管および雨水、下水管は、S区とN区間の現道へ向かって埋設されているため、N1区内は所々で掘削できず、調査区が分断されている。Yライン以西は、やや大きな



第5図 S1区・N1区



第6図 N1区ベルト土層図 (S=1/30)

柱穴または土坑があるほかは、中・小規模の柱穴が検出できた。ただし、調査区幅の制約により建物を復元することは難しい。Yライン以東は、第1面にて灰色粘土層上にわずかな落ち込みが数基確認できたが、浅く不整形のため柱穴と断定することはできない。第2面では、Yライン付近から東へ向かって基盤の6層砂礫層が落ち込む様子が確認できた。落ち込みは、N1区東端で立ち上がり、やや高くなる。おそらく、Yライン付近からZライン付近までは幅の狭い低地部で、そこに粘土が堆積したものである。そのため、地盤も弱く、遺構は稀薄だったと考えられよう。ところで、Yライン付近で雨水管等が埋設されていたため掘り残された2条の土層帯のうち、東側の土層帯面を観察したところ、填砂層が確認できた(第6図)。填砂層は、基盤の6層より下から貫通しており、当時の地表面であった5-1層上面に露出している。填砂層直上は3層であるため、5-1層が形成された最後段階、平安時代中〜後期に起こった地震により形成された可能性が高い。

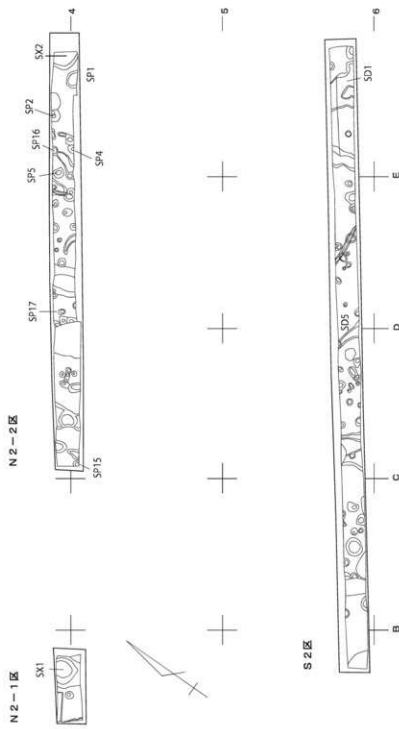
(2) S2区、S2-1・2-2区

いずれの調査区も遺構が密であった。S2区では、大小のビットが検出されたほか、正南北方向あるいは東西方向の溝が検出された。同様の溝は第7・8次調査などでも検出されており、建物の区画などの性格が考えられる。ただし、今回の調査では、調査区の制約により溝に付随する明確な建物の復元ができない。N2-1区では、SX1から礎板が重なる様にして検出された(第8図)。SX1の覆土は砂礫を多く含んで締めりが強く、下位の礎板は劣化して脆弱であった。礎板は高低差があり、数も多いため、建て替えがあった可能性も考えられる。なお、N2-1区では、SP1以北の北壁近くの包含層(5層)中から、鳥鈕蓋の破片が出土した。

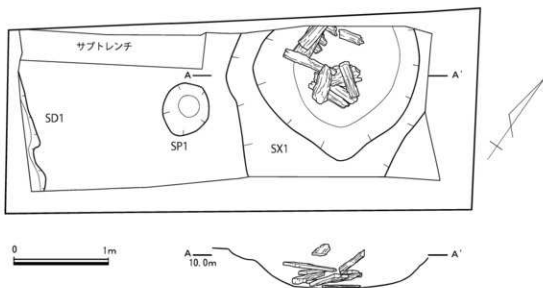
N2-2区は、大型の掘りこみ(SX2など)をはじめ、大小の柱穴が数多く検出された。他の調査区と同様に、建物を復元することは困難である。ただし、S2区およびN2-2区の溝および柱穴の検出状況を見ると、全体として正南北方向あるいは東西方向を志向しているように見える。過去の調査によると、やはり同様の傾向が見られるため、本調査区付近の建物は、他の調査区と同様の方位や配置で建てられていたことが想定される。

(3) S3-1・S3-2区、N3区

第9次調査に先行して行われた第8次調査では、S3-1区とS3-2区の間を東5区として調査が実施されている。そこでは径40cmから50cm前後の柱穴が多く検出されている。S3-1区は、幅3m以上におよぶ不整形な浅い落ち込みSX2が存在し、その中の北側に柱穴が確認できた。柱穴には柱根がわずかに残存した。円形の柱で、残存高は5cm前後であり、残存部が少ないため柱の径は不明である。



第7図 S2区・N2-1・N2-2区

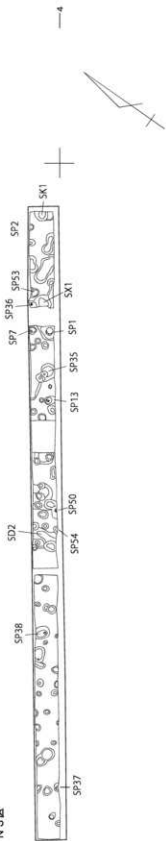


第8図 N2-1区

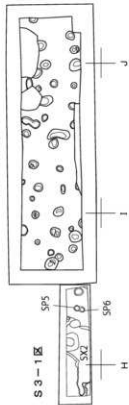
S3-2区は、遺構が非常に密に検出され、大小の柱穴や溝が確認された。また、調査区最東端では、隅丸方形の遺構SB1が確認できた（第10図）。遺構を掘削したところ、遺構の縁に沿って浅い溝が確認でき、遺構内からは柱穴が確認できた。柱穴は検出面で径約45cm、深さ約16cmである。溝は幅約35cm、深さ約15cmである。遺構は大半が調査区外へ広がるため全形は不明確であるが、溝と柱穴の配置から、溝は壁溝であり住居の可能性が高いと考えられる。今回の調査では、唯一住居の可能性が高い遺構である。その他、同調査区のLラインよりやや東側の北壁付近でSP9が検出された（同図）。同遺構は、柱根が残存していた。柱の下は、砂礫を多く含む硬く締まった土層が認められ、層中からは小さな木片が出土した。柱根は、円形の柱であり、柱の底近くにはえつり穴（運搬用に縄を通す穴）が確認できる。

N3区は、Kライン付近及び、I3・4グリッドでは、近隣建物の下水管および雨水管のために掘削できなかった部分がある。J3・4グリッドには大きな攪乱が存在し、それらにより調査区確認面は分断されてくる。N3区では、S3-2区以上に柱根を残す柱穴が確認でき、Jライン以西で多く認められた。SP1は大形の円柱で、SP7、SP13、SP36は角柱であった。角柱はいずれも小型のものであり、残存状態も決して良くはない。SP13は断面正方形であるならば、一辺20cmの角柱である（第14図）。SP1で検出された円形の柱根は、非常に大型のものである。径は45cmであり、過去の調査出土のものと比較しても、最も大型の群に含まれる。ケイセイ遺跡の中でも中心的な建物のひとつであった可能性が考えられる。第10図SP1断面図に見られる4層は、灰色粘土・礫混士でしまりが強く、S3-2区のSP9と同様に礎板や礎石は確認できなかった。SP1の掘り方は、雨水管理設部のKライン側へ広がっていたため、全体の規模は不明であるが、確認できた範囲でも径約1mに及ぶ。SP35は、それと同規模であるため、SP1と同じ建物を構成していた柱穴であった可能性が考えられる。Kライン東側のSX1も同規模のため、当初は同一建物であることを想定したが、SX1-SP1間とSP1-SP35間の間隔が違い、各遺構の中心が一直線に揃わないことから同一建物ではないと判断した。SP35は、柱穴の掘り方の中央に、青灰色粘土層（第10図SP35断面1層）が認められた。検出時には正円形に近く、掘り方との

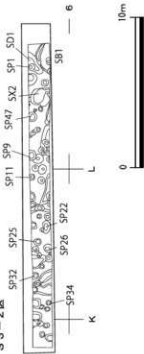
N3区



第8次調査東口区



S3-2区



第9図 S3-1・S3-2区、N3区

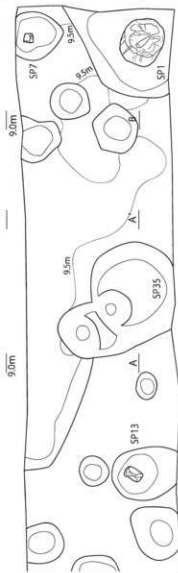
N3区J4グリッド付近

- 1 黄灰色粘土 (硬くない、柱置き穴埋め土)
- 2 灰白色粘土・埋戻土 (5cm前後厚多い)



- 3 黄灰色粘土
- 4 灰白色粘土・埋戻土 (しまり強い)

Kライン



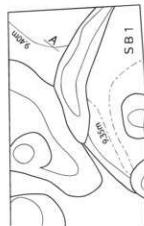
4ライン



S3-2区SP9



S3-2区SB1



- 1 灰白色粘土・砂埋埋層 (しまり強い)

9.0m



第10図 S3-2区・N3区遺構

調査区	遺構	時期	備考	調査区	遺構	時期	備考
S 2区	S D1	奈良		N2-2区	S P4	奈良	
	S D5	7世紀～奈良			S P5	～7世紀?	
S3-1区	S P5・6	律令	いずれか不明		S P15	律令	
S3-2区	S P1	律令			S P16	律令?	
	S P9	奈良	柱直上		S P17	～7世紀	
	S P11	律令			S X2	律令	
	S P22	律令		N3区	S K1	～7世紀	
	S P25	律令			S P1	7世紀	
	S P26	律令?			S P2	7世紀	
	S P32	古墳			S P13	律令?	
	S P34	律令			S P37	7世紀～奈良	
	S P47	律令			S P38	奈良	
	S D1	奈良			S P50	～7世紀	
	S X2	律令			S P53	～7世紀?	
N2-1区	S X1	奈良			S P64	7世紀	
N2-2区	S P1	律令			S D2	～7世紀	
	S P2	～7世紀			S X1	律令	

※出土遺物から時期を推定できるものを表記した。時期の表記について、古墳は7世紀前半まで、律令は7世紀後半から8世紀を指す。

第2表 遺構の時期一覧

位置関係からも柱の抜き穴と考えられる。1層の径は下部でも50cm前後を測るため、SP1と同程度の柱が存在した可能性が高く、上述の様に同じ建物を構成していた可能性も考えられる。ただし、それ以外の柱穴が不明であるため、建物の方向や規模等は不明である。

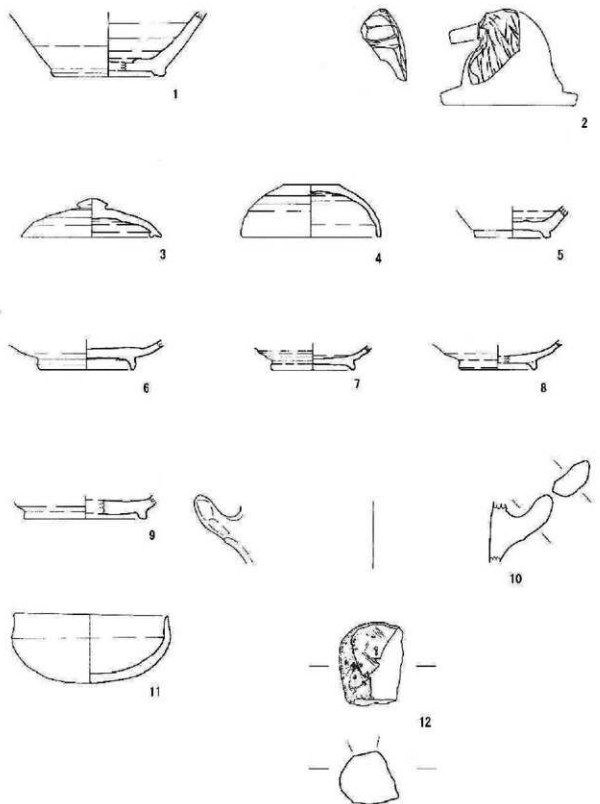
3. 遺物

遺物は、コンテナボックス10箱分ほどの土器と、数点の柱根が出土した。土器は、ほとんどが包含層出土であり、種類は古墳時代後期から奈良時代の須恵器と土師器、平安時代の灰釉陶器および土師器などである。過去の調査では少量ながらも瓦が出土しているが、今回の調査では出土しなかった。

1は、N1区出土の長頸壺の底部である。器壁は厚く底部は平らであり、低い台が付く。2は、N2-1区の包含層から出土した鳥鈕蓋である(註1)。嘴と考えられる部分は根元から欠損しており、頭部付近以外は大部分が欠損している。全体に、ヘラ状の尖った工具で引っ掻くように羽毛の表現が施されている。頭部には、羽毛の細線すぐ脇に刺突痕が1箇所確認できるが、位置から目の表現であるかもしれない。

3～12は、N2-2区出土である。3は、須恵器蓋である。口縁に返りの付く蓋で、宝珠形の摘みが付く。7世紀後半頃のものであろう。4は須恵器の坏蓋である。上部はヘラ削りが施されている。口縁部と身部の間の沈線や稜は認められない。7世紀前半のものと思われる。5は須恵器の高台付盃である。断面四角形の高台が付いている。6～8は灰釉陶器である。6は明瞭な断面三角形の高台を持っている。10世紀前半頃であろう。7や8はそれと比べて高台端部の突出が弱い。9は須恵器の坏である。器面は厚手で、断面四角の高台が付く。10は土師器の甗である。把手付近しか残存しないため、図上で径を推定復元した。11は土師器坏である。口縁部と身部の間に弱い稜が見られる。12は軽石の砥石片である。1面のみ使用された痕跡が残る。

13～17は、S2区出土である。13はSD1より出土した。8世紀後葉頃の削り出し高台の坏身である。口縁部は全て欠損し、残存する底部には低い高台が見られる。助宗窯産であろう。14は、小片のため不明確であるが、無高台の坏身と思われる。15～17は、灰釉陶器である。15は、高台と身の接合部



1=N1区、2=N2-1区
3~12=N2-2区

0 10cm

第11図 出土遺物①

付近が挟れていて、高台端はやや丸みをもつ。16は、細く高い断面三角形の高台が付いており、比較的大型の碗であったと推定される。17は、16と比較してあまり高くない高台が付く。

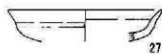
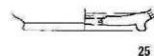
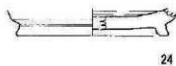
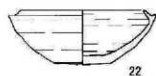
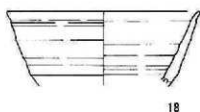
18～19は、S3-1区出土である。18は、奈良時代の箱型坏で、外上方に直線的に伸びる口縁部をもつ。19は、7世紀前半の須恵器坏で、径8.0cmと小型化が進んでいる。

20～29は、S3-2区出土である。20は、須恵器の宝珠形摘みの蓋である。口縁部を欠損する。21も須恵器の坏蓋で、扁平の低い摘みが付く。22は、SP32出土の須恵器である。受け部径は10.0cmで、低部のみへら削りが施されている。23～26は、須恵器の低部で、いずれも高台が付く。23のみ高台が丸みをもつが、それ以外は断面四角に近く、外側角が外方へわずかに突出する。27は、土師器坏である。身部と口縁部の間には、稜が見られる。底部は欠損するが、浅い形状である。28は、土師器甕の底部である。大部分を欠損しているため、全体形状は不明である。29は、いわゆる駿東型甕である。外方へ延びる口縁は、端部で内湾状となる。口縁部内側は、端部でやや肥厚し、内径面をもつ。わずかに残存する体部はやや肩が張り、ハケ目調整でミガキは見られない。これらの形状から、7世紀代のものと考えられる。

30～43は、N3区出土である。30、31は須恵器の坏蓋である。30は7世紀後半頃の返り付きの蓋で、摘みは扁平である。31は、8世紀代の箱型坏の坏蓋である。摘みは扁平気味でありながらも、わずかに突出している。蓋径は12.0cmである。32は、須恵器坏である。底部を欠損しているが、わずかに残存する底部からは、無高台であったと考えられる。33は、須恵器で、瓶類の頸部と思われるが、器種が判然としない。34、35は長頸壺である。34は、口縁部から頸部にかけての内面に漆が付着している(写真図版参照)。36は灰釉陶器の碗である。高台は細く高い形状である。37はSP01出土の土師器坏である。口縁部と坏部の間は大きく屈曲しており、底部は欠損しているが丸い坏部である。38は、SX1出土の駿東型甕である。内湾しながら外方へ大きく開く口縁部は、端部がわずかに肥厚し、結果内面に沈線状の段差が見られる。39は、単純口縁の土師器甕と思われる。40はSP54出土の土師器坏である。37と形状は似ており、底部は大きな半球形を呈する。41は、駿東型甕であり、口縁部は横位のナデ調整が施され、端部内面は丸く肥厚する。上部のみ残存する体部は、肩があまり張らず、長胴形を呈すると思われる。内面は横位のハケ調整、外面は縦位のハケ調整で、外面にミガキは確認できない。42は、土師器の坏である。43は、SP2の土師器坏である。底部を欠損するが、口径に対して器高は高くない。

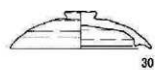
44～48は、ビットから出土した柱である。44～46は角柱、47、48は円柱である。いずれもスギであると思われる。角柱は、残存状態が悪いためか円柱と比べて小型のものばかりである。47は、径45cmであり、これまでの発掘調査で出土したものと比較しても、最も大きな群に当たる。47、48は端部近くに、柱を運ぶ際に縄を通すなどに使用したえつり穴が観察できる。

(註1) 鳥鈕蓋について、愛知淑徳大学柴垣勇夫教授よりご教示いただいた。本例は、胎土に砂粒をやや含むことから、湖西産の可能性も全くない訳ではないが、鳥鈕蓋は今のところ猿投窯産のものしか知られていない。おそらく本例も猿投窯産と考えられる。



13 ~ 17=S2 区、18 ~ 19=S3-1 区
20 ~ 29=S3-2 区

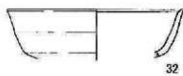
第 12 図 出土遺物②



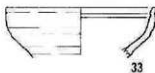
30



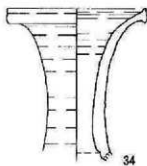
31



32



33



34



35



36



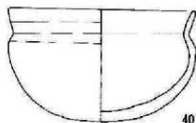
37



38



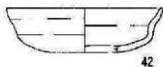
39



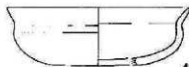
40



41



42



43



30 ~ 43=N3 区

N3 区

SP7



44



SP13



45



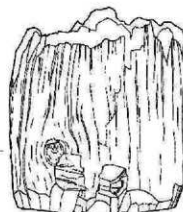
SP36



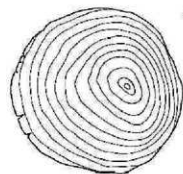
46



SP1



47



S3-2 区

SP19



48



0 20cm

第 14 図 出土遺物④

第3章 ケイセイ遺跡出土の鳥鈕蓋について

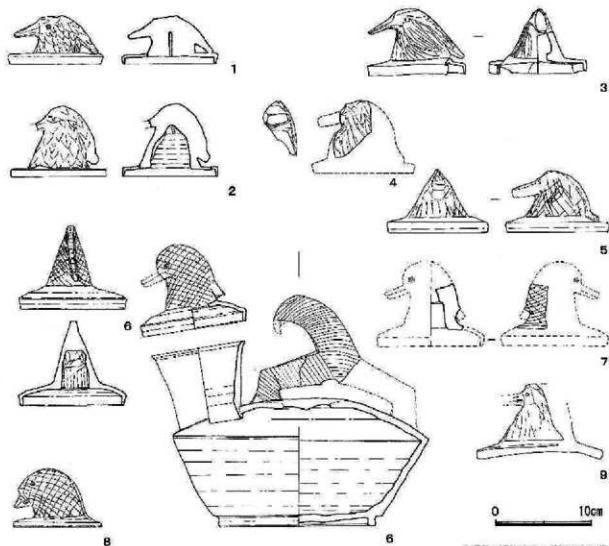
N2-1 区の包含層から出土した鳥鈕蓋は、今回がケイセイ遺跡で初めての出土である。鳥鈕蓋は、8世紀末から9世紀頃にかけて猿投窯で生産していたもので、長野県諏訪市金鉢場遺跡の出土例から、平瓶の蓋であることが判明した（日本道路公団・長野県教育委員会 1975、小林正春 1976）。金鉢場遺跡出土例は、K14号窯式（9世紀前半）頃の平瓶に尾羽の付いた把手が付くもので、鳥鈕蓋用の平瓶であったことが分かる。同様の平瓶は、伝矢作川河床遺跡出土のものがあり、平瓶の高台の下に三足が付いている。鳥鈕蓋は、群馬県前橋市の官衙施設があったと推定される下東西遺跡出土例が最も東の出土例であり、平城京以外では、尾張国から東山道の通る信濃国や上野国での出土が確認されていることになる（柴垣 1997）。鳥鈕蓋の先行研究として池田裕英氏の論考がある（池田 1994）。池田氏によれば、鳥鈕蓋の出土例は、窯跡のほかに先の下東西遺跡も含め官衙的性格のある遺跡から出土する例が多いようであり、ケイセイ遺跡が有度郡衙の候補地であることから、本遺跡で出土したこともこれまでの出土傾向と矛盾しない。以下では、池田氏の分析を参考に、ケイセイ遺跡出土の鳥鈕蓋とその他の出土例について比較を行い、若干の考察を行いたい。

まずは、改めてケイセイ遺跡出土の鳥鈕蓋の特徴を確認しておく（第15図4、以下同図）。鳥鈕蓋の残存長は6.8cm、鳥形の嘴と考えられる部分は根元から欠損しており、嘴の上の平らな面は、前頭（顔）部で収束する。嘴の下をわずかに抉るようにして、頭部と頸部の境を表現しており、頸部は下半で広がると考えられる。頭部も左半以外は大部分が欠損しているが、わずかに残る頭部は頭頂部がやや小さく突出する。頭部から頸部全体にかけて、ヘラ状の工具で引っ掻くように羽毛の表現が施されている。羽毛表現のすぐ際には、刺突痕が1箇所確認でき、その位置から目の表現であるかもしれない。

金鉢場遺跡例（6）は、蓋径が約11cmで、鳥の頭部から頭部までが蓋の上に表現されている。嘴は欠損しているが、わずかに残る部分には細線で上と下嘴のさけ目が表現されている。嘴の下は、ほぼまっすぐ頸部に至る。ケイセイ遺跡例とは異なり、嘴のすぐ上に細線で丸く描かれた明瞭な眼がある。また羽毛は、ヘラ状工具で格子状に表現されている。やや扁平な頭部は丸みをもち、頭部後方を三角形に突出させて、冠毛を表現している。平瓶の把手に付いた鳥の尾部からすると、蓋と平瓶とで一体の鳥が完成することとなる。なお、金鉢場遺跡に近接する十二ノ后遺跡は、古代官衙関連施設があったと考えられている遺跡であるが、そこから鳥鈕蓋片が出土しており、金鉢場遺跡例と同様の格子状の羽毛表現が観察できる。

生産地の例には、初期灰釉陶器段階のIG78号窯式（9世紀前半）段階に当たる猿投古窯跡群の鳴海259号窯出土のもの（5）がある。同例は、蓋部に欠損があるものの、鳥鈕部分は残存状態が良好である。嘴部はやや太く細線の表現はない。嘴以下の頭部は、下側が前方へ広がっている。ケイセイ遺跡例も嘴の下が抉れたようになり、下半が前方へ膨らむ形状となる様子が想定できるため、鳴海259号窯例と体部形状は近いかもしれない。羽毛の表現は、やや粗雑ではあるが格子状を基本として、嘴の下付近一体は一本線である。目は、金鉢場遺跡例と比較してやや小さい点がケイセイ遺跡例と共通するものの、嘴の根元より頭頂部側に付いているため、位置は異なる。冠毛は、後頭部付近で頭部、頸部より独立した粘土で表現されている。

その他、同じく猿投古窯跡群の黒笹7号窯跡からも1点出土している。なお、同窯跡からは、平瓶



第 15 図 鳥鈕蓋の出土例

図	出土遺跡	所在地	遺跡の性格等	時期	型式	冠毛
1	平城京右京二条三坊四郎 E 503	奈良県	都城	O10	I-a	ア
2	平城京右京二条三坊二坪 E 504	奈良県	都城	O10	I-a	ア
3	黒笹7号墓	愛知県	瀬跡	O10	I-a	ア
—	黒笹4号墓	愛知県	瀬跡	O10	I-a	ア
4	ケイセイ遺跡	静岡県	郡衙推定地	不明	I-a?	—
5	鳴海259号墓	愛知県	瀬跡	I G 78	I-b	ア
6	金神場遺跡	長野県	古墳・集落	K14	II-b	イ
7	十二ノ后遺跡	長野県	交通要地	K14 - K90	II-b	—
8	下東西遺跡	群馬県	官衙推定地	K14 - K90	II-b	イ
9	鳴海275号墓	愛知県	瀬跡	K14? 不明	II-c	—
—	出土地不詳	—	—	不明	I-a?	ア

※型式は池田分類による

第 4 表 鳥鈕蓋の比較

の把手の尾部も出土している。長い嘴の上面は平らに成形されていて、その平らな面は頭部に至り収束し、幅の狭い頭頂部へと接続する。平らな面の収束具合や小さく細くなった頭頂部は、ケイセイ遺跡例と似ているように見える。嘴以下の頸部は鳴海 259 号墓例ほどではないが、下部がわずかに前方へ広がる。体部の羽毛は細線で斜め下へ引っ掻くように表現されていることは、ケイセイ遺跡例と同じである。冠毛は、頸部下端付近でのみ頸部から独立する。目

は細線で表現されているが、金鉢遺跡例と比べると不明瞭である。

池田氏は、鳥鈕蓋を全体の形態からⅠ・Ⅱ類の2つ、羽毛の表現からa～c型の3つに分類している。

Ⅰ類 頭頂部から冠毛にかけて頂部が尖るもの

Ⅱ類 頭頂部から冠毛にかけて頂部が平坦面をなすもの

a型 羽毛が1枚1枚表現されるもの

b型 斜格子状に表現されるもの

c型 無紋のもの

ケイセイ遺跡例は、頭頂部、冠毛は多くが欠損しているものの、頂部が尖ることから全体形状はⅠ類に比定できよう。羽毛の表現は、同一方向に斜位に線刻されており、格子状にならないことから、a型に分類される。このことから、ケイセイ遺跡例は黒笹7号窯例が最も近いといえる。ケイセイ遺跡の刺突痕が目表現として考えて良ければ、細線で丸を描く金鉢遺跡例とは著しく異なり、刺突状の表現である黒笹7号窯例の方が近い。また、嘴上の平らな面が頭部で収束する形態も近似する。ただし、全体形の不明な中での比較であるため決定的ではない。また、黒笹7号窯例は、全体に灰釉が掛かっているが、ケイセイ遺跡例はほとんど掛かっていない。初期灰釉陶器が生産された時代には、仏具や宗教・祭祀具など特別な器種、特定な用途に使用するものについて、自然釉が掛かりやすいように焼成をしているため、鳥鈕蓋も総じて釉薬が多く掛かっているものが多い。その中でケイセイ遺跡例は、いわば例外的である。比較をすれば、形態的には黒笹7号窯例と似ているが、同一窯跡や同一工人などによるものと特定することはできない。いずれにしても、類例が少なく、また全く同一の形態がないことから、いわば受注生産のような特殊な製品であったと想像される。

ケイセイ遺跡のみでなく、静岡市域の奈良、平安時代の集落跡は、調査例も決して多くはないが、初期灰釉陶器の出土例は多くない。そのような中で、今回出土した鳥鈕蓋は、大変珍しいものである。柴垣勇夫は、鳥鈕蓋や尾羽付きの平瓶について、古墳時代からの鳥にまつわる習俗が官人層に復活し、酒器として生産されたものとしており、このような特殊容器が中央官衙や地方官衙と見られる遺跡に顕著であることは、役所機関または造酒に関わる官人層向けに生産されたことを物語る(柴垣1997)と述べている。つまり、これまでも木簡や墨書土器の存在からケイセイ遺跡が有度郡衙として推定されているのだが、鳥鈕蓋が出土したことで官人の存在を想定でき、ケイセイ遺跡が郡衙であった可能性を追究することができるのである。

第4章 総括

今回の調査は、調査面積が広がらなかったため、大型の柱根などが見つかったにも関わらず建物を復元することができなかったことなど、満足のいく調査にはならなかった。ところが、鳥鈕蓋が出土し、ケイセイ遺跡の新たな特殊遺物に追加することができたことは一つの成果といえる。そのほかにも、口縁部から頸部の内部に漆が多く付着している長頸壺が出土した。ケイセイ遺跡は、これまでも漆が付着した土器(須恵器)は見つかっているのだが、各地の官衙遺跡群では、郡家の近くで手工業の関連施設が見つかっており、漆が生産されていたことを示す遺物が見つかる。ケイセイ遺跡は、木簡や墨書土器といった文字資料は出土しているが、漆紙文書は今のところ出土していない。ところ

が、今回の出土例も含め漆付きの土器が多く出土していることから、付近で漆を生産していたと考えられる。やはり、ケイセイ遺跡が郡衙跡であることを物語る資料のひとつであるといえるのではないだろうか。

第5次調査から第8次調査は、広い面積の調査であった。ただし、遺構の切り合いが非常に密であるため、官衙施設の正確な位置の把握が困難である。郡衙の全体像を把握するためにも、遺物の分析とともに、検出遺構の精査による建物の配置等の分析作業を行ってきたいと思う。

参考文献

- 池田裕英 1994「鳥鈕蓋小考」『奈良市埋蔵文化財センター紀要』奈良市教育委員会
- 木ノ内義昭 2002「須恵器流入以降～律令時代の土師器の様相」『東平遺跡』富士市教育委員会
- 小林正春 1976「長野県諏訪市金鉢場遺跡出土の灰軸水鳥鈕蓋付平瓶」『信濃』第28巻第4号
- 静岡市教育委員会 2004『ケイセイ遺跡第4次発掘調査報告書』
- 静岡市教育委員会 2005『ケイセイ遺跡第5次発掘調査報告書』
- 静岡市教育委員会 2009『ケイセイ遺跡第7次発掘調査報告書』
- 静岡市教育委員会 2012『ケイセイ遺跡第8次・第10次発掘調査報告書』
- 静岡市教育委員会 2012『ケイセイ遺跡—文字資料編—』
- 柴垣勇夫 1997「第八章古代の窯業」『新修名古屋市史第1巻』
- 鈴木敏則 2001「湖西窯古墳時代須恵器編年の再構築」『須恵器生産の出現から消滅—補遺・論考編』東海土器研究会
- 東郷町教育委員会 1992『猿投窯—黒笹7号窯跡発掘調査報告書』
- 日本道路公団・長野県教育委員会 1975「金鉢場遺跡」『長野県中央道埋蔵文化財包蔵地発掘調査報告書—諏訪市その4—』

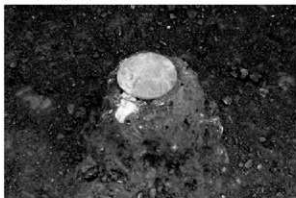
図版 1



1. S1 区全景 (東から)



2. S2 区全景 (東から)



3. S2 区 S01 遺物 (須恵器) 出土状況

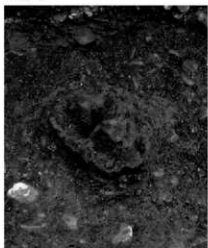


4. S2 区北壁



5. S3-1 区全景 (西から)

図版 2



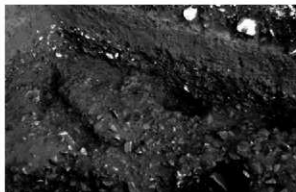
1. S3-1 区柱根出土



2. S3-1 区北壁



3. S3-2 区全景 (西から)



4. S3-2 区 SB1



5. S3-2 区 SP9 柱根



6. S3-2 区北壁

図版 3



1. N1 区第 1 検出面 (西から)



2. N1 区第 2 検出面 (西から)



3. N1 区北壁



4. N1 区北壁部分

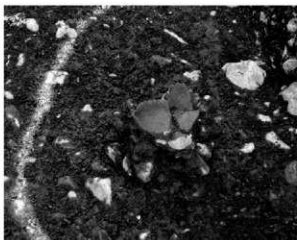


5. N1 区ベルト土層 (噴砂)

図版 4



1. N2-1 区全景 (東から)



2. N2-1 区遺物出土



3. N2-1 区礎板



4. N2-1 区北壁



5. N2-2 区全景 (東から)

図版 5



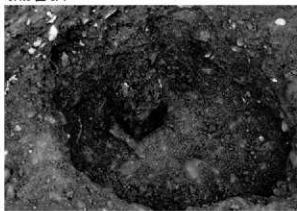
1. N2-2 区北壁



2. N3 区全景 (西から)



3. N3 区 SP1



4. N3 区 SP7

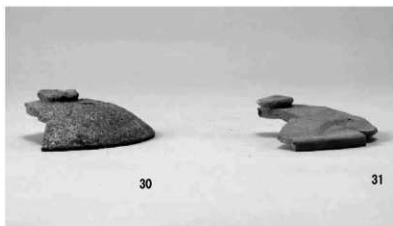
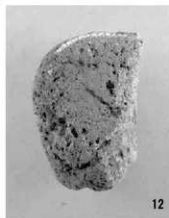


5. N3 区 SP13



6. N3 区 SP36

图版 6



图版 7



34 漆付着



40



44



45



46



47



48

報告書抄録

ふりがな	けいせいせきだいにいはつちようさほうこくしょ							
書 名	ケイセイ遺跡第9次発掘調査報告書							
副書名								
シリーズ名	静岡市埋蔵文化財調査報告				シリーズ番号			
編著者名	小泉祐紀							
編集機関	静岡市教育委員会							
所在地	静岡市葵区追手町5番1号							
発行年月日	2012（平成24）年3月10日							
フリガナ	フリガナ	コード		北緯	東経	発掘期間	発掘面積	発掘原因
所収遺跡	所在地	市町村	遺跡番号					
イセキ ケイセイ遺跡	静岡県駿河区 中田二丁目他	22100	市B72	34° 57' 45"	138° 23' 40"	20081003 ～ 20081225	364㎡	記録保存調査
主な時代		主な遺構		主な遺物		特記事項		
集落跡・官衙跡	古墳時代後期 ～ 平安時代	住居・建物・溝・柱穴・土坑		土器（須恵器・灰釉陶器・土師器） 木製品（柱根・礎板）				
要 約	ケイセイ遺跡は、古墳時代から中世の遺跡であり、古代の有度郡面跡と推定されている。本書は、同遺跡の第9次発掘調査報告書である。 調査区からは、多数の柱穴が検出された。それらの中には、掘り方で約1m、残存する柱根が45cmを超える大型のものも含まれており、非常に大型の竪立柱建物が存在したことが推定される。出土遺物のうち特筆されるものとしては、8世紀後半から9世紀前半の平瓶の蓋である鳥鉾蓋があり、他遺跡の出土例から官人の酒器等に用いられたと考えられている。これにより、ケイセイ遺跡に官人が存在したことを推定でき、今回の調査結果からも、ケイセイ遺跡が郡衙である可能性を迫認することができる。							

静岡市埋蔵文化財調査報告

ケイセイ遺跡
第9次発掘調査報告書

発行日 平成24年（2012）年3月10日
 編集 静岡市教育委員会
 発行 静岡市教育委員会
 〒420-8602 静岡市葵区追手町5番1号
 印刷 株式会社〇〇印刷

